

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会  
離職した介護人材の再就職準備金貸付細則

(目的)

第1条 この貸付細則は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会離職した介護人材の再就職準備金貸付要綱（以下「要綱」という）第11条に基づき、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する離職した介護人材の再就職準備金（以下「再就職準備金」という。）の貸付方法、事務手続等必要な事項を定める。

(貸付の申請)

第2条 再就職準備金研修受講資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、再就職準備金貸付申請書（第1号様式）に、再就職準備金利用計画書（1～2号様式、）誓約書（第4号様式）、住民票、業務従事届（第10号様式）等を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。  
2 前項の連帯保証人は、申請者が未成年であるときは、法定代理人とする。  
3 申請者又は再就職準備金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(貸付対象経費)

第4条 貸付対象経費は、介護職員等として、再就職する際に必要となる下記の経費とする。

- ①子どもの預け先を探す際の活動費
- ②介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ③介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護職員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞄等の被服費
- ④敷金、礼金又は転居費など転居に伴う場合に必要となる費用
- ⑤通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥その他、再就職する際に必要となる経費として会長が適当と認める経費

(貸付決定の通知)

第5条 会長は、再就職準備金の貸付けの可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(再就職準備金の交付)

第6条 再就職準備金の交付は、一括により交付するものとする。

(返還)

第7条 返還は、一括返還、又は分割返還（月賦又は半年賦）の方法によるものとする。

2 分割返還の1回の額は、会長が定める額とする。

(借用証書)

第8条 貸付決定後借受人は、貸付けを受けた再就職準備金の全額に係る再就職準備金借用証書

(第6号様式)を会長に提出しなければならない。

(免除の申請等)

第9条 返還債務の免除を受けようとする者は、再就職準備金返還免除申請書(第8号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(猶予の申請等)

第10条 返還の猶予を受けようとする者は、再就職準備金返還猶予申請書(第9号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 返還の猶予の承認を受けた者のうち、返還免除対象業務に引き続き従事する者は、6ヶ月に1回、業務従事期間証明書(第11号様式)を会長に提出しなければならない。ただし、返還すべき債務が消滅した場合等会長が提出する必要がないと認めたときはこの限りでない。

(届出義務)

第11条 借受人は、借受人又は連帯保証人の住所・氏名その他の重要な事項に変更があったときはその旨氏名等変更届(第12号様式)に関係書類を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

3 前各項による届出は、借り受けた再就職準備金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

4 借受人が、奈良県内において返還免除対象業務に従事したときは業務従事届(第10号様式)により、業務従事先を変更したときは業務従事先変更届(第13号様式)に業務従事期間証明書(第11号様式)を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

(従事期間の計算)

第12条 再就職準備金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる返還免除対象業務の従事期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から、業務しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(実施細目)

第13条 要綱及びこの細則に定めのない事項で、再就職準備金の貸付けに関し必要な事項は、会長がその都度別に定める。

附 則

1 この細則は、要綱実施の日から適用する。

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会  
離職した介護人材の再就職準備金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良県内において介護業務に従事する介護福祉士等の充足を図るため、介護職として一定の知識及び経験を有する者に対する、離職した介護人材の再就職準備金（以下「再就職準備金」という。）の貸し付けに関し必要な事項を定める。

(貸付対象者)

第2条 貸付対象者は貸付けを受けようとする奈良県内に住民登録している者又は貸付けを受けようとする奈良県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であつて次の（1）から（4）までの基準を下回らない範囲で社会福祉法人奈良県社会福祉協議会会长（以下「会長」という。）が定める基準の全てを満たす者とする。

（1）居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ）若しくは第一号通所事業（同号口に規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者

（2）介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
- ③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正するする省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）

（3）居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者

（4）直近の要綱第2条の（1）から（3）で定める基準の全てを満たす者としての離職日から、要綱第2条の（3）で定める基準を満たす事業所または施設に再就労する日までの間に予め、奈良県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、再就職準備金利用計画書を提出した者

(再就職準備金の貸付等)

- 第3条 貸付額は、40万円までの範囲内で貸付対象者が再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 2 貸付方法は、貸付決定後一括して、口座振込により送金するものとする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(保証人)

- 第4条 資金の貸付けを受けようとする者は、細則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。
- 2 前項の保証人は、再就職準備金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除)

- 第5条 会長は、再就職準備金の貸付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- (1) 貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき。
- (2) 再就職準備金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還債務の当然免除)

- 第6条 会長は、再就職準備金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の返還債務を免除するものとする。
- (1) 第2条の(3)の介護職員等として就労した日から、再就職準備金の貸付けを受けた奈良県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。
- ただし、従事する事業所の法人による人事異動により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に参入するものとする。
- (2) ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者については、前号の規定に関わらず、奈良県内の市町村及び奈良県内の有料職業紹介所等へ登録した期間が通算720日以上であり、かつ業務に従事した期間が360日以上、なお、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は一の期間として計算し、通算しないものとすること。
- (3) 前各号の返還免除対象業務に従事した期間又は次項の返還免除対象業務に従事することができなかった期間内に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項(1)の規定の適用については、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により介護職員等の業務に従事することができなかつた期間がある場合は、当該期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、返還免除対象業務に従事した期間の計算に算

入しないものとする。

(返還債務の裁量免除)

第7条 会長は、前条に定めるもののほか、再就職準備金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた再就職準備金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号の定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた再就職準備金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全額又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等再就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 奈良県内において1年以上返還免除対象業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

(返還)

第8条 再就職準備金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して2年(次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を通算した期間)内に、細則で定める方法により、貸付けを受けた再就職準備金に相当する額を返還しなければならない。

(1) 第5条の規定により貸付けが打ち切られたとき。

(2) 奈良県内等において、返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

(3) 業務以外での原因による死亡又は、心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

(返還債務の履行猶予)

第9条 会長は、再就職準備金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する間、資金の返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 返還免除対象業務に従事するとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき。

(延滞利子)

第10条 会長は、再就職準備金の貸付けを受けた者が、正当な理由がなくて再就職準備金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとす

る。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。